

令和2年3月2日から 外来患者様のお薬を原則として 「院外処方」に変更とさせていただきます。

当院では、令和2年3月2日より診療を受けられた患者様に対して院外処方箋を発行し、お薬は保険薬局でお受け取り頂くことになりました。それに伴い診療に係る費用は病院で、薬剤に係る費用は保険薬局でお支払い頂くこととなります。

院外処方箋が発行されると患者の皆様は

- ① かかりつけ保険薬局を自由に選べます。
※自立支援（58条）を適応されている方は、受付にご相談ください。
- ② 保険薬局ではお薬の飲み方やお薬の飲み合わせなどの説明や指導をお受け頂きます。
- ③ 処方当日を含め、発行後4日以内であれば都合の良い時に処方せんを保険薬局へ持参頂き、お薬をお受け取りください。
- ④ 病院内での待ち時間短縮がはかれます。
- ⑤ ジェネリック医薬品（後発医薬品）使用に関する説明や情報をお尋ね頂けます。

このしくみは「医薬分業」といわれ、お薬を安心・安全に使用して頂くためのしくみとして、国が推進しております。ご不明の点等ございましたら、職員にお声がけください。

医療法人石井会 石井病院 院長